



# 秋田県公報

## 目次

### 教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則（一三・義務教育課）

### 教育委員会規則

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月十九日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛治

秋田県教育委員会規則第十三号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則（昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表

市 町 村 名	学 校 種 別	定 数				
		校 長 ・ 教 員	養 護 教 員	学 校 栄 養 職 員	事 務 職 員	計
鹿 角 市	小 学 校	136人	10人	1人	10人	157人
	中 学 校	81	5	2	5	93
小 坂 町	小  "	30	3	1	3	37
	中  "	20	1	0	1	22
大 館 市	小  "	205	13	5	13	236
	中  "	135	8	2	8	153
鷹 巣 町	小  "	82	7	2	7	98
	中  "	45	2	1	2	50
比 内 町	小  "	47	5	1	5	58
	中  "	24	1	0	1	26
森 吉 町	小  "	29	3	1	3	36
	中  "	17	1	0	1	19
阿 仁 町	小  "	20	2	0	2	24
	中  "	11	1	1	1	14
田 代 町	小  "	40	5	1	4	50
	中  "	20	1	0	1	22
合 川 町	小  "	35	4	0	4	43
	中  "	16	1	0	1	18
上小阿仁村	小  "	19	2	1	2	24
	中  "	10	1	0	1	12
能 代 市	小  "	177	13	5	13	208
	中  "	104	6	1	6	117
琴 丘 町	小  "	31	3	1	3	38
	中  "	15	1	0	1	17
二 ツ 井 町	小  "	59	6	0	7	72
	中  "	21	1	1	1	24
八 森 町	小  "	26	3	1	3	33
	中  "	12	1	0	1	14
山 本 町	小  "	32	3	1	3	39
	中  "	19	1	0	1	21
藤 里 町	小  "	19	2	1	2	24
	中  "	13	1	0	1	15
八 竜 町	小  "	24	2	1	2	29
	中  "	18	1	0	1	20
峰 浜 村	小  "	24	3	0	2	29
	中  "	13	1	1	1	16

秋 田 市	小	853	41	21	42	957
	中	548	22	11	24	605
男 鹿 市	小	105	10	1	10	126
	中	65	4	3	4	76
五 城 目 町	小	51	5	1	6	63
	中	23	1	1	1	26
昭 和 町	小	30	2	1	2	35
	中					
八 郎 潟 町	小	17	1	1	1	20
	中	15	1	0	1	17
飯 田 川 町	小	13	1	1	1	16
	中					
天 王 町	小	81	4	1	4	90
	中	43	2	1	2	48
若 美 町	小	32	3	1	3	39
	中	24	2	0	2	28
井 川 町	小	21	1	1	1	24
	中	15	1	0	1	17
大 潟 村	小	12	1	1	1	15
	中	10	1	0	1	12
羽 城 中 学 校 組 合	小					
	中	25	1	1	1	28
河 辺 町	小	36	4	1	5	46
	中	25	2	0	2	29
雄 和 町	小	34	4	1	4	43
	中	25	2	0	2	29
本 荘 市	小	142	8	3	9	162
	中	83	3	2	4	92
仁 賀 保 町	小	49	4	1	4	58
	中	30	1	0	1	32
金 浦 町	小	15	1	1	1	18
	中	16	1	0	1	18
象 潟 町	小	43	3	0	3	49
	中	25	1	1	1	28
矢 島 町	小	18	1	1	1	21
	中	17	1	0	1	19
岩 城 町	小	22	2	1	2	27
	中	13	1	0	1	15
由 利 町	小	27	3	1	3	34
	中	16	1	0	1	18

大 内 町	小 "	36	3	1	3	43
	中 "	27	2	0	2	31
西 目 町	小 "	21	1	1	1	24
	中 "	14	1	0	1	16
鳥 海 町	小 "	31	3	0	3	37
	中 "	18	1	1	1	21
東 由 利 町	小 "	19	2	0	2	23
	中 "	13	1	1	1	16
大 曲 市	小 "	129	9	2	10	150
	中 "	65	3	0	4	72
神 岡 町	小 "	27	2	1	2	32
	中 "	14	1	0	1	16
西 仙 北 町	小 "	40	4	1	4	49
	中 "	28	2	0	2	32
角 館 町	小 "	55	5	0	5	65
	中 "	26	1	1	1	29
六 郷 町	小 "	27	2	1	2	32
	中 "	18	1	0	1	20
中 仙 町	小 "	48	4	0	4	56
	中 "	25	2	1	2	30
田 沢 湖 町	小 "	42	3	1	3	49
	中 "	37	3	0	3	43
協 和 町	小 "	49	6	1	6	62
	中 "	18	2	0	1	21
太 田 町	小 "	33	3	0	3	39
	中 "	22	1	1	1	25
南 外 村	小 "	21	2	1	2	26
	中 "	14	1	0	1	16
仙 北 町	小 "	26	2	0	2	30
	中 "	18	1	1	1	21
西 木 村	小 "	25	3	1	3	32
	中 "	20	2	0	2	24
千 畑 町	小 "	30	2	1	2	35
	中 "	21	1	0	1	23
仙 南 村	小 "	30	3	0	3	36
	中 "	20	1	1	1	23
横 手 市	小 "	120	7	3	8	138
	中 "	84	4	0	5	93
増 田 町	小 "	22	1	0	1	24
	中 "	20	1	1	1	23

平 鹿 町	小	51	4	0	4	59
	中	30	1	1	1	33
雄 物 川 町	小	45	4	0	4	53
	中	23	1	1	1	26
大 森 町	小	38	4	0	4	46
	中	18	1	1	1	21
十 文 字 町	小	50	4	1	4	59
	中	35	2	0	2	39
山 内 村	小	19	1	1	1	22
	中	15	1	0	1	17
大 雄 村	小	20	2	0	2	24
	中	14	1	1	1	17
湯 沢 市	小	127	9	3	10	149
	中	80	4	0	4	88
稲 川 町	小	45	4	0	4	53
	中	20	1	1	1	23
雄 勝 町	小	50	6	0	6	62
	中	21	1	1	1	24
羽 後 町	小	109	11	1	11	132
	中	50	3	0	3	56
東 成 瀬 村	小	11	1	0	1	13
	中	10	1	1	1	13
皆 瀬 村	小	18	2	0	2	22
	中	11	1	1	1	14

- 附 則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則による改正後の県費負担教職員の定数を定める規則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

購読料 発行 秋田県  
 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田株式会社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話(862)八七六六〇〇  
 FAX(863)〇〇〇五  
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp

